

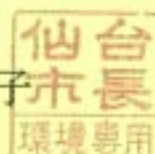
産業廃棄物処理施設変更許可証

平成25年 8月13日

住 所 仙台市青葉区中央三丁目2番1号
 氏 名 株式会社 ジャパンクリーン
 代表取締役 杉 澤 養 康

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の2の6第1項の規定により、
 変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

仙台市長 奥 山 恵 美 子



許可の年月日	平成19年 6月25日	許可番号	仙台市（環境指）指令第472号
施設の種別及び 処理する 産業廃棄物の種別	産業廃棄物最終処分場（安定型） 廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び 陶磁器くず、がれき類		
設置場所	仙台市青葉区葦沢字青野木490-1 他		
処理能力	埋立地の面積76,749㎡ 埋立容積1,094,211m ³		
許可の条件	なし		
規則第11条第8項 の規定による許可証 の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	裏面のとおり		

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合には、この許可の事実を知った日の翌日から起算して60日以内に、宮城県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取り消しの訴えは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、仙台市を被告として提起することができます。なお、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、取り消しの訴えを提起することはできなくなります。
- 3 この処分について審査請求をした場合には、この処分の取り消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った翌日から6か月以内に提起することができます。

(留意事項)

- 1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。
- 2 宮城県土木部共通仕様書に準拠し施工すること。
- 3 濁水の流出のおそれがある場合には、沈砂池等必要な措置を講ずること。
- 4 工事車両の通行及び安全管理には特段の配慮をすること。
- 5 施設の工事着手前に工事開始届出書を提出すること。
- 6 工事完了後、使用前検査申請書を提出し、速やかに工事完了の検査を受けること。